

令和4年3月10日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰  
公衆衛生担当理事 今井 一登

## 発熱診療等医療機関指定要綱の一部改正について

神奈川県医師会より通知が参りましたのでお知らせします。

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室長  
(公 印 省 略)

「発熱診療等医療機関指定要綱」の一部改正等に伴う会員等への周知について（依頼）

日頃から、本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、現行の「発熱診療等医療機関指定要綱」（以下「要綱」という。）については、令和2年11月30日付け医危第1747号神奈川県健康医療局医療危機対策本部室長通知によりお知らせしているところです。

このたび、要綱の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和4年3月1日より適用することとしましたので、別紙を御活用いただき、各郡市医師会を通じた貴会会員への周知について御協力をお願いします。

### 1 主な改正理由

「発熱診療等医療機関指定申請書」（様式第1号）に県ホームページへの公表希望項目等を追加したことに伴う様式の変更 など

### 2 様式等掲載先

[https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/ms/hybrid\\_20201001.html](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/ms/hybrid_20201001.html)  
(発熱診療等医療機関について)

問合せ先

感染症対策グループ 新、村岡、小野

電 話 045-210-4791



## 発熱診療等医療機関の指定申請等について

※ 指定申請等の最新情報については、次の県ホームページで随時周知します。

[https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/ms/hybrid\\_20201001.html](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/ms/hybrid_20201001.html)

上記URLを直接打ち込むか、「神奈川県 発熱診療等医療機関」で検索してください。

### 1 発熱診療等医療機関について

○ 発熱診療等医療機関は、新型コロナウイルス感染症コールセンターや地域の医療機関から案内された患者や自院のかかりつけ患者（自院のかかりつけ患者のみへの診療・検査も可能）への診療・検査を行う医療機関です。

※ 「在宅医療を専門に行っている医療機関」については対象外となります。

○ 指定を受けるためには、下記の施設要件及び機能要件を満たしており、かつ神奈川県への申請が必要です。

○ 県は、申請のあった医療機関に対し、神奈川県発熱診療等医療機関指定要綱に基づき指定し、指定書を交付します。

### 2 発熱診療等医療機関の要件等（要綱第2条・第5条関係）

○ 発熱診療等医療機関として指定を受けるためには、要綱第2条の施設要件及び機能要件を満たしていることが必要です。また、厚労省事務連絡により、指定を受けた後は、G-MIS及びHER-SYSにより、日々の受診者数、検査数等の入力を行うものとされています。

#### ■施設要件の概要（要綱第2条第1号）

- 可能な限り動線が分けられていること。
- 適切な感染対策が講じられていること。 など

#### 《検査を行う場合》

○ 必要な検査体制が確保されていること。検査又は検体採取を地域外来・検査センター等に依頼する場合には、設置主体との連携体制が取られていること。

○ 神奈川県又は保健所設置市と行政検査の委託契約を締結していること。

#### 《自院のかかりつけ患者及び自院に相談のあった患者である発熱患者のみを受け入れる場合》

○ 院内掲示等により、自院のかかりつけ患者に対して、発熱等の症状が生じた場合には、電話で相談した上で、自院で診療・検査可能である旨を周知すること。

■機能要件の概要（要綱第2条第2号）

- 申請で県に報告した曜日別の診療・検査時間内において、新型コロナウイルス感染症コールセンター等から案内された患者から相談があった場合は、原則として、速やかに患者の診療・検査を受け入れること。
- 発熱診療等医療機関は、自院を受診した患者が新型コロナウイルス感染症の検査結果が陽性であった場合は、速やかに管轄の保健所にHER-SYSを用いることを基本として発生届の提出を行い、保健所の調査に協力すること。

■県ホームページでの公表（要綱第4条）

- 申請書中、県ホームページ等における公表を「可能」とした指定医療機関に限り、公表に同意いただいた事項を県ホームページで公表させていただきます。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/ms/2021hatsunetsu.html>

- 県ホームページで公表させていただいている指定医療機関は、院内トリアージ実施料とは別に、二類感染症患者入院診療可算が算定可能となります。なお、本取扱いについては令和4年3月31日までの措置となりますので、予めご了承ください。

■G-MIS及びHER-SYSによる報告（要綱第5条）

- 指定医療機関は、発熱診療等医療機関として指定されている期間中は、G-MISに日々の受診者数、検査数等の入力を翌日の13時までに行うことが必要です。ただし、G-MISのID振り出しを国に要請している期間等において入力が困難な期間の分は、可能な範囲でさかのぼって入力を行うことができます。また、群市医師会等の関係団体等が実施可能な場合は、複数の指定医療機関の報告内容を日々取りまとめて、代理入力によることができます。

- 指定医療機関は、発熱診療等医療機関として指定されている期間中は、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）に必要な情報の入力を行うことが必要です。

- 上記の要件等は、令和2年9月15日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡「令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金に係る対応について」別紙1に記載されている要件と同等です。

3 指定申請手続

- 発熱診療等医療機関の指定を希望する県内の医療機関は、別添の申請書（様式第1号）の提出が必要です。

- 申請書記載事項をすべて記載の上、次の電子メールアドレスあてに申請書データを電子メール添付で提出してください。

[hatsunetsu-senyou.fu7b@pref.kanagawa.lg.jp](mailto:hatsunetsu-senyou.fu7b@pref.kanagawa.lg.jp)

- 電子メールでの提出が困難な場合は、次のあて先に郵送にて提出してください。

住所 〒231-8588 横浜市中区日本大通1（西庁舎4階）

宛先 神奈川県 健康医療局 医療危機対策本部室 発熱診療等医療機関  
指定申請書受付担当宛

- 提出前に、今一度、不備がないか必ずご確認ください。不備がありますと、補正又は再提出が必要になるため、指定書の交付の遅延につながります。
- なお、電子メールでの提出を可能とするため、申請書への代表者印の押印は不要とします。郵送の場合も、押印不要です。

**【提出期限】 随時受付中**

- 指定書は、申請書に記載された医療機関所在地又は指定書送付先住所に郵送します。

